

## 「防火管理者の業務の外部委託制度」の概要

消防法施行令第3条第2項により、共同住宅などの防火対象物で、管理的又は監督的な地位にある者が防火管理上必要な業務を適切に遂行することができないと消防長又は消防署長が認める場合は、一定の要件を満たせば、防火管理者の業務を外部委託することができます。

### 1 外部委託を認められる防火対象物

- (1) 共同住宅（複合用途防火対象物の部分に共同住宅が存する場合を含む。）
- (2) 複数の防火対象物の管理について権原を有する者が同一の者である場合における当該防火対象物
- (3) 管理について権原が分かれている防火対象物であって、次に掲げる部分を有するもの
  - ㊶火災発生時に自力避難をすることが著しく困難な者が入所する福祉施設等で、収容人員が10人未満のもの。
  - ㊷飲食店・店舗等、不特定多数の者が利用する施設で、収容人員が30人未満のもの。
  - ㊸事務所等、特定の者が利用する部分で、収容人員が50人未満のもの。
- (4) 特定資産又は不動産特定共同事業契約に係る不動産に該当する防火対象物

### 2 外部委託に係る事務フロー

